

議案第32号

西海市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

西海市消防団条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年6月10日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市消防団条例の一部を改正する条例

西海市消防団条例（平成17年西海市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）第3条の規定（第2項及び第3項ただし書の規定を除く。）は、消防団員の費用弁償の支給について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「各種委員」とあるのは「消防団員」と、同条第3項中「各種委員が公務のため市内を旅行した時は、前項に掲げる職の区分に応じ」とあるのは「消防団員が市長、団長及び方面団長の招集に応じ、市内の会議に出席したときは」と、第4項中「公務のため旅行したときは」とあるのは「前項の規定により市内を旅行したときは」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により支給する費用弁償の額は、西海市職員等の旅費に関する条例（平成17年西海市条例第48号）に定める一般職の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日までにこの条例による改正前の西海市消防団条例の規定によってなされた消防団員の費用弁償の支給については、この条例による改正後の西海市消防団条例の規定によりなされたものとみなす。

## 新旧対照表

## 西海市消防団条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市消防団条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第236号</p> <p>第1条～第13条 (略) (報酬及び費用弁償)</p> <p>第14条</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西海市条例第39号)第3条の規定(第2項及び第3項ただし書の規定を除く。)</u>は、消防団員の費用弁償の支給について準用する。<u>この場合において、同条第1項及び第4項中「各種委員」とあるのは「消防団員」と、同条第3項中「各種委員が公務のため市内を旅行した時は、前項に掲げる職の区分に応じ」とあるのは「消防団員が市長、団長及び方面団長の招集に応じ、市内の会議に出席したときは」と、第4項中「公務のため旅行したときは」とあるのは「前項の規定により市内を旅行したときは」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 前項の規定により支給する費用弁償の額は、西海市職員等の旅費に</p>	<p>西海市消防団条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第236号</p> <p>第1条～第13条 (略) (報酬及び費用弁償)</p> <p>第14条</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 <u>消防団員が、市長、団長及び方面団長の招集に応じ、会議に出席したときは、費用弁償として1回につき1,100円を支給する。ただし、江島、平島及び松島からの船賃については、別途実費を支給する。</u></p> <p>4 前項に規定する場合を除き、消防団員が公務のため旅行したとき</p>

新	旧
<p>関する条例（平成17年西海市条例第48号）に定める一般職の例による。</p> <p>第15条～20条 （略）</p>	<p>は、その旅行について費用弁償として西海市職員等の旅費に関する条例（平成17年西海市条例第48号）に定める一般職員の例により旅費を支給する。</p> <p>第15条～20条 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日までにこの条例による改正前の西海市消防団条例の規定によってなされた消防団員の費用弁償の支給については、この条例による改正後の西海市消防団条例の規定によりなされたものとみなす。